

「液化石油ガス安全高度化計画2030」 の取組状況について 【報告】

2025年3月19日

産業保安・安全グループガス安全室

1. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について

今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を2021年4月に公表した

安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、L Pガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

実行計画(アクションプラン)

1. 消費者起因事故対策

- CO中毒事故防止対策
 - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
 - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
 - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
 - ・安全な消費機器等の普及促進
 - ・周知等による保安意識の向上
 - ・誤開放防止対策の推進
 - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
 - ・消費設備調査の高度化・リコール製品等への対応

2. 販売事業者起因事故対策

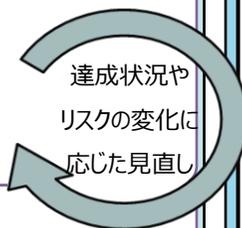
- 設備対策
 - ・供給管・配管の事故防止対策
 - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
 - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
 - ・他工事事故防止対策
 - ・質量販売に係る事故防止対策
 - ・バルク貯槽等の告示検査対応

3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
 - ・災害に備えた体制構築
 - ・迅速な情報把握
 - ・容器の転倒・流出防止対策
 - ・雪害事故防止対策

4 保安基盤の整備

- 保安管理体制
 - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
 - ・L Pガス事業者等の義務の再確認等
 - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
 - ・自主的な基準の維持・運用
- スマート保安の推進
 - ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
 - ・その他のスマート保安に関するアクションプラン



基本的方向

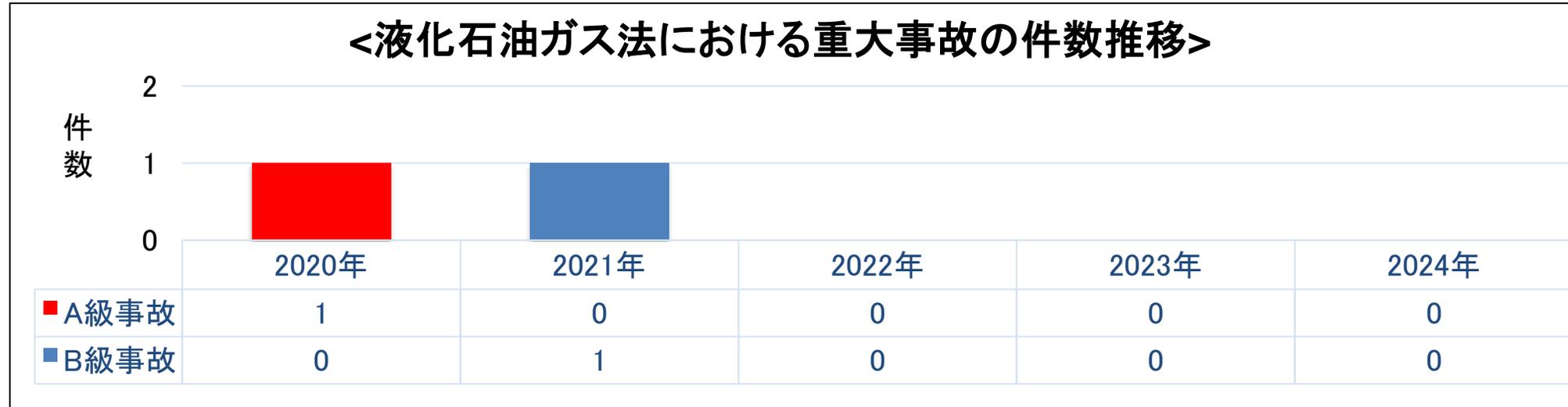
- ①事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ②各主体の連携の維持・強化
- ③事業者等の保安人材の育成
- ④一般消費者等に対する安全教育・啓発

安全高度化指標

2030年時点(件/年)			
全体	死亡事故		0~1件未満
	傷害事故		25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満
		傷害事故	22件未満
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満
		傷害事故	3件未満
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	15件未満
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	10件未満
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	11件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	4件未満

2. 液化石油ガス法における重大事故について

- 液化石油ガス法における重大事故（B級以上）は、過去5年間で2件発生している。
- 2022年～2024年は重大事故が発生していない。



<備考>

- A級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和6年10月）より）

①死者5名以上のもの、②死者及び重傷者が合計して10名以上であって①以外のもの、③死者及び負傷者が合計して30名以上であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊・倒壊・滅失等の甚大な物的被害が生じたもの、⑤大規模な火災等が進行中であって大きな災害に発展するおそれがあるもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合、テロに起因するもの等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が高い（*1）と認められるもの」等も要件。（*1）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュースを含む）等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。

- B級事故（産業保安事故対応マニュアル（令和6年10月）より）

①死者1名以上4名以下のもの、②重傷者2名以上9名以下であって①以外のもの、③負傷者6名以上29名以下であって①及び②以外のもの、④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害が生じたもの、⑤その他、産業保安分野ごとに定める「実施細目」で規定するもの

※2022年5月までは、上記に加えて、「その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）等について、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が高い（*2）と認められるもの」も要件。（*2）NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュース含む）等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

* 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

3. 安全高度化指標の達成状況

- 2024年の事故について、安全高度化指標に対する達成状況は、以下のとおり。

安全高度化指標の達成状況

		安全高度化指標 (2030年時点 [件/年])	2024年 事故発生状況 [件]	指標に対する達成状況 (2024年)	高度化計画2030 実施期間における平 均事故発生状況 [件]	
全 体	死亡事故	0~1件未満	0	達成	0.3	
	傷害事故	25件未満	27	未達成	24.3	
販 売 形 態 別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満	0	達成	0.3
		傷害事故	22件未満	20	達成	19.5
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満	0	達成	0.0
		傷害事故	3件未満	7	未達成	4.8
起 因 者 別 (注1)	消費者	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.0
		傷害事故	15件未満	18	未達成	15.8
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.0
		傷害事故	5件未満	6	未達成	4.5
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.3
		傷害事故	5件未満	7	未達成	5.8
場 所 別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.3
		傷害事故	10件未満	6	達成	7.8
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.0
		傷害事故	11件未満	15	未達成	12.8
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成	0.0
		傷害事故	4件未満	6	未達成	3.8

(注1) 起因者別の事故件数は、「消費者及び事業者」が起因となった場合は、「消費者及び事業者」それぞれにカウントしているため、全体傷害事故件数とは一致しない。

(注2) 本事故件数は、現時点での調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

4. 各アクションプランの主体者一覧

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目	主体者
事故 対策	消費者起因 事故対策	CO中毒事故防止対策	▶ 業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発	LPガス事業者、国、第三者機関
			▶ 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	LPガス事業者
			▶ 安全型機器及び設備の開発普及	LPガス事業者、関係事業者
		ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策	▶ 安全な消費機器等の普及促進	LPガス事業者、国、関係事業者
			▶ 周知等による保安意識の向上	LPガス事業者、国、都道府県、第三者機関
			▶ 誤開放防止対策の推進	LPガス事業者
	▶ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等		LPガス事業者、国、都道府県、関係事業者	
	販売事業者起因 事故対策	設備対策	▶ 消費設備調査の高度化	LPガス事業者
			▶ リコール対象品等への対応	LPガス事業者、国、関係事業者
			▶ 供給管・配管の事故防止対策	LPガス事業者
		その他事故防止対策	▶ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	LPガス事業者
			▶ 軒先容器の適切な管理	LPガス事業者
			▶ 他工事事故防止対策	LPガス事業者、国、都道府県
▶ 質量販売に係る事故防止対策			LPガス事業者	
自然災害対策	地震・水害・雪害対策	▶ バルク貯槽等の告示検査対応	LPガス事業者	
		▶ 災害に備えた体制構築	LPガス事業者、国、都道府県	
		▶ 迅速な情報把握	LPガス事業者、国、都道府県	
		▶ 容器の転倒・流出防止対策	LPガス事業者、国、都道府県、関係事業者	
保安基盤	保安管理体制	▶ 雪害事故防止対策	LPガス事業者、国、都道府県	
		▶ 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価	LPガス事業者	
		▶ LPガス販売事業者等の義務の再確認等	LPガス事業者	
		▶ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	LPガス事業者、国、第三者機関	
	スマート保安の推進	▶ 自主的な基準の維持・運用	第三者機関	
		▶ スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	LPガス事業者、国、第三者機関、関係事業者	
		▶ その他のスマート保安に関するアクションプラン	LPガス事業者、国	

5. 消費者起因事故対策 CO中毒事故防止対策

L Pガス安全高度化計画

CO中毒
事故防止対策

業務用施設等に対する
安全意識の向上のための
周知・啓発

業務用換気警報器・
CO警報器の設置促進

安全型機器及び設備の
開発普及

CO中毒事故連絡会議、関係省庁等への要請

- 2024年9月30日、第15回CO中毒事故連絡会議を開催し、CO中毒事故動向、普及啓発活動等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力要請を実施。

【参加省庁】

内閣府 消費者庁消費者安全課

総務省 消防庁予防課

文部科学省 初等中等教育局健康教育・食育課

厚生労働省 医政局医療経営支援課医療独立行政法人支援室

厚生労働省 医政局地域医療計画課医療関連サービス室

厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課

国土交通省 観光庁観光産業課

経済産業省 製造産業局産業機械課

経済産業省 製造産業局生活製品課

経済産業省 商務・サービスグループ消費・流通政策課

経済産業省 産業保安・安全グループ製品安全課、高圧ガス保安室、ガス安全室

- 2024年10月30日、関係省庁に対し、「食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について」の要請文書を発出。食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、当省から関係機関及び関係団体に対し、消費設備使用時の措置について注意喚起を行うよう要請。

◆ CO中毒事故防止に関する講習の実施

- 2024年11～12月、委託事業において、全国のLPガス販売事業者等に対してeラーニングを実施。
- 内容は、燃焼とCOの基礎知識（不完全燃焼とCO発生メカニズム、給排気の必要性等）、周知（業務用厨房での清掃とメンテナンス等）、安全装置（不完全燃焼防止装置）のある燃烧器への交換、業務用厨房での事故防止（厨房機器のチェックポイントと対策等）等。
- なお、前年度に行ったeラーニング講習において、終了後アンケート調査を行ったところ「大変参考になった」、「参考になった」が9割以上を占め、内容について評価されている。（今年度もアンケート調査実施。現在集計中）

CO中毒事故防止 第1章 CO中毒事故防止

CO中毒事故防止

1 燃焼に必要な空気量（プロパンの場合）
 2 給気と排気と換気が重要な要素
 3 不完全燃焼とCOの発生と特性
 4 COの発生と原因
 5 点検・調査時の給排気設備の検証
 6 CO中毒の症状と血中ヘモグロビン
 7 CO中毒のそれぞれの濃度による症状
 8 CO中毒事故の怖さ
 9 CO中毒事故事例 様々な事故事例
 10 CO中毒事故を防ぐ 給排気設備が適切に設置されているか
 11 CO中毒事故を防ぐ 排ガス逆流のチェック
 12 CO中毒事故を防ぐ 使用中燃焼器のCO濃度の測定
 13 CO中毒事故を防ぐ CO濃度測定の結果から周知
 14 業務用厨房での事故防止 業務用厨房の環境と厨房機器の実態
 15 LPガス販売事業者の対応 業務用厨房における問題点
 16 CO中毒事故を防ぐ CO警報器
 17 CO中毒事故を防ぐ 業務用厨房は業務用換気警報器設置
 18 CO中毒事故を防ぐ お客様への周知

18. CO中毒事故を防ぐ お客様への周知

周知対象先ごとのLPガスの使用状況や設備状況などを十分に把握した上で、それぞれに合わせた説明方法やわかりやすいツールを用いて周知を行います。

周知のポイント

- ① 消費者の理解度はさまざまのため、消費者へ伝えるのではなく、消費者に理解していただくことが大切です。
- ② 業務用厨房施設は一般家庭と比較すると特殊な環境及び使用状況となるため、使用状況や施設に応じた内容を周知する必要があります。

お客様に対し、次の注意事項を徹底していきましょう

- ① 始業時と終業時の安全確認を徹底してもらいましょう。
- ② ガス警報器のプラグは必ずコンセントに差し込んでもらいましょう
- ③ 立ち消え安全装置等、各種安全装置の付いた厨房機器をすすめてみましょう。
- ④ 点火ミスのないよう、安全な点火方法への改善をお願いします。
- ⑤ レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスを欠かさず実施するようお願いしましょう。

販売事業者として、次のことを徹底しましょう

- ① 周知実施者に任せきりではなく、日頃の挨拶を兼ねて経営者も同行し、周知実施者のフォローを行い、周知の効果の向上に努めましょう。
- ② 事前に面談する消費者の情報を把握し、より理解していただくための周知文書周知方法について工夫をしましょう。

eラーニング画面（ナレーション付き）
最後に理解度確認テストを終えて講習修了



保安業務ガイド等は経産省webよりダウンロード可
2023年度改訂版を掲載

6. 消費者起因事故対策 ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策 周知等

L P ガス安全高度化計画

ガスの漏えいによる
爆発または火災
事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による保安意識
の向上

誤開放防止対策の推進

ガス警報器の機能の高度
化及び設置の促進等

消費設備調査の高度化

リコール製品等への対応

消費者への注意喚起

【国】

- 消費者等に対してガスの安全な使用等に関する広報活動を実施。C O 中毒事故防止については、主に、換気（給気・排気）、設備の正しい使用、点検・メンテナンス、C O 警報器設置等に関する周知を下記手法により展開。

1. リフレット等による広報（リフレットはHPに掲載）

- ・ ガス機器使用時の換気、ガス機器の正しい使用方法、ガス機器の清掃・定期メンテナンス、警報器の設置等
- ・ 令和6年度委託事業において、質量販売されたL P ガスを安全に使用するための動画・リフレットを作成中（H P 掲載予定）。

2. ホームページによる広報

- ・ 経済産業省産業保安HPに「我須野（がすの）一家の部屋」（都市ガス、L P ガス）を掲載。ガスを安全に利用するためポイントや、災害時等の緊急時における対処方法など、消費者に対してガスの安全な使用について情報を提供。

3. その他の方法による広報

- ・ 政府広報
- ・ メルマガ等（食品衛生責任者向け周知の例）
- ・ イベントへの出展（こども霞が関見学デー 現地出展：2024/8/7-8）

【都道府県・指定都市】

- ・ W E B 配信の動画により、L P ガスの危険性やC O 中毒について注意喚起を実施。（堺市）
- ・ 一般社団法人岡山県L P ガス協会に委託し、消費者を対象に保安教室を実施（岡山県）、等

◆ 国による広報、注意喚起の例（リーフレット等による広報）

LPガス使用時のお願い
 ガスが燃えるには新鮮な空気が必要です。換気（給気と排気）が不十分な状態で、ガス器具を使用すると、酸素が不足して、不完全な燃焼となり、有毒な一酸化炭素(CO)が発生し、中毒となる恐れがあります。

このシールは、厨房の見やすい場所にお貼りください。

業務用厨房で一酸化炭素中毒による事故が頻発しています。
ガス器具使用時は必ず換気を!

ガス器具を使用する時は、必ず換気の確認と給気口の確認をしましょう。

LPガス安全委員会 経済産業省

↑業務用厨房の見やすいところ貼りつけて、調理スタッフに換気を促すシール。

業務用厨房でガス機器をお使いの皆さまへ

レンジフード・換気扇や排気ダクトの清掃・メンテナンスを欠かさずに!

業務用厨房でガス機器を使用する際には、レンジフード・換気扇や排気ダクトを長時間使用するため、油脂やほこりが短期間でたまりやすく、汚れがひどくなるとCO(一酸化炭素)中毒事故や火災につながる危険性があります。日頃のお手入れや定期的なメンテナンスをきちんと行いましょう。

油汚れなどがCO中毒事故・火災の原因に。

- グリスフィルターの目詰まり、換気扇の故障などによる換気不良 → CO中毒事故の原因!
- 調理時の火が着火 → 火災の原因!

このような原因による事故が起きています。

あなたのお店は大丈夫?

レンジフード本体とその中のグリスフィルター

換気扇

排気ダクト

換気不良によるCO中毒事故・着火して火災の原因に!

着火して火災の原因に!

換気不良によるCO中毒事故・着火して火災の原因に!

厨房設備はつねに清潔!

清掃・メンテナンスなど厨房設備の維持管理の基準は「火災予防条例」で義務づけられています。*
 *詳しくは、お近くの消防本部・消防団にお問い合わせください。

飲食店の厨房設備等に係る火災予防対策ガイドライン

消防庁 経済産業省 東京消防庁

正しく設置しましょう COを検知する警報器
 — 業務用厨房でのCO中毒を防ぐために —

●業務用換気警報器、CO警報器、ガス・CO警報器とは

業務用厨房での一酸化炭素中毒(CO中毒)を防止するために設置する業務用換気警報器、CO警報器、ガス・CO警報器は、室内のCOを検知します。ガス機器の不完全燃焼を防止するものではありません。

●業務用換気警報器(有効期間:3年または4年)

⇒業務用厨房向けに開発されたもので、COが発生した場合に、CO濃度と経過時間からCOHb(血中COヘモグロビン)濃度を換算し、COHb濃度の測定値以上になった場合に警報を発して換気を促します。
 ⇒24時間監視し続けても電源供給を必要としません。

●CO警報器(有効期間:5年)

⇒COを検知し、規定値以上に警報を発します。

●ガス・CO警報器(有効期間:5年)

⇒ガス濃度とCOを検知し、規定値以上で警報を発する1台2種の警報器です。都市ガス用は都市ガス検知器とCO検知器の警報器と同一ケースに組み込まれています。LPガス用はLPガス検知器とCO検知器が分離して、警報器に搭載されています。

●業務用換気警報器

設置場所

- ガス機器を設置したある程度近い室内
- ガス機器からの水平距離が50cm以上8m以内の位置(最も近い場所が50cm以内)

設置してはいけない場所

- ガス機器の排気、通気、油煙及び調理のアルコール蒸気等が直接当たる場所
- ガス機器等の使用中に調理温度が低温又は高温になるおそれのある場所
- 天井・天井からの場所
- 換気口、換気口、エアコン等の吹き出し口から1.5m以内の場所
- レンジフードから50cm以内の場所

●CO警報器とガス・CO警報器

設置場所

- ガス濃度又はCO濃度を検知しようとしている部屋と同一の部屋
- 同一部屋内とは、60cm以上のたれ縁のガス機器の設置です
- ガス機器からの水平距離が50cm以上4m以内(LPガス用)又は50cm以上8m以内(都市ガス用)とし、CO検知する場合は、ガス機器の最も近い場所からの設置です。

設置してはいけない場所

- ガス機器の上及び排気、通気、油煙等が直接当たるおそれのある場所
- ガス機器等の使用中に調理温度が低温又は高温になるおそれのある場所
- 天井・天井からの場所
- 換気口、換気口、エアコン等の吹き出し口から1.5m以内の場所
- レンジフードから50cm以内の場所

◆ 食品衛生責任者向け周知（メルマガ等）

○厚生労働省・（公社）日本食品衛生協会協力の下、飲食店・食品製造業における食品衛生責任者に対し、ガスの安全使用に係る周知広報を実施。（経済産業省、日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会、全国LPガス協会）

○メルマガでは、火の使用時における換気、ガス機器の定期点検の実施、CO警報器の設置等についての注意喚起を実施。

・講習会におけるチラシの配布
 総配布枚数：約2.8万枚（2024年3月末時点）

・メールマガジンによる周知
 食品衛生メールマガジン第375号〔2024年12月17日〕
 発行：公益社団法人日本食品衛生協会

7. 消費者起因事故対策 ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策 ガス警報器

L P ガス安全高度化計画

ガスの漏えいによる
爆発または火災
事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による保安意識
の向上

誤開放防止対策の推進

ガス警報器の機能の高度
化及び設置の促進等

消費設備調査の高度化

リコール製品等への対応

ガス警報器の設置促進についての周知・啓発活動

【国】

- ガス消費設備の使用者及び管理者に対して、C O中毒事故防止のため業務用換気警報器設置等の重要性について周知を実施。
- 中部監督部：中部液化石油ガス保安協議会の保安講習会において、L Pガス事業者に対して説明を実施。
- 九州監督部：庁舎内におけるポスターの掲示、パンフレットの配布を実施。

【都道府県・指定都市】

- 富山県：(一社)富山県エルピーガス協会主催の保安講習会（計4回開催）においてガス警報器工業会から講師を招き、C O中毒防止のための業務用施設へのC O換気警報器の設置推進と業務用施設のメーター設置先における警報器連動遮断の設置推進の必要性を周知啓発。また、事業者主催の勉強会や、協会から会員事業者向けの文書・リーフレットなどを通じて周知を実施。
- 山口県：県内の販売事業所の担当者を集めて開催する販売事業所保安講習会（10月）において、ガス警報器に関する内容を取り上げ、設置促進を呼びかけ。
- 札幌市、岩手県、秋田県、東京都、埼玉県、神奈川県、京都市、広島市、愛媛県、宮崎県、鹿児島県：庁舎内においてガス警報器に関するポスターを掲示し、来庁者に対して広く周知・啓発を実施。 等

8. 販売事業者起因事故対策 その他事故防止対策①

L Pガス安全高度化計画

その他事故防止対策

他工事事故防止対策

質量販売に係る事故
防止対策

バルク貯槽等の告示
検査対応

他工事事故防止対策

【国】

2025年2月28日付けで、経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について」の協力要請文書を発出。特に建設工事事業者等に対しては、国土交通省及び厚生労働省を通じて、ガス事業者へガス管有無の事前照会をするとともに必要に応じて立会いを求めること、ガス管が埋設されている付近では火気や電動工具の使用を避けて特に慎重に手掘り等で作業すること、ガス臭い場合にはガス事業者へ速やかに連絡すること等を要請。産業保安監督部等から関係機関に対し、他工事事故防止のための周知を実施中。

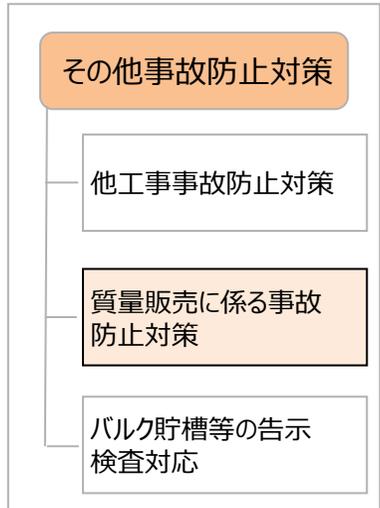


【都道府県・指定都市】

- 立入検査時に事業者へ、建物所有者など一般消費者等へ、他工事に起因する事故及び技術上の基準不適合の防止について、周知等の機会を捉え注意喚起を行うよう要請(札幌市)
- L Pガス販売事業者向けの保安講習会において、過去の事故事例や、その防止策について説明(福島県)
- 業者への立入検査や高圧ガス保安大会時に、県内の事故状況等を説明し、一般消費者等への周知の徹底や工事への立会い等の適切な対応を求めた(栃木県)、等

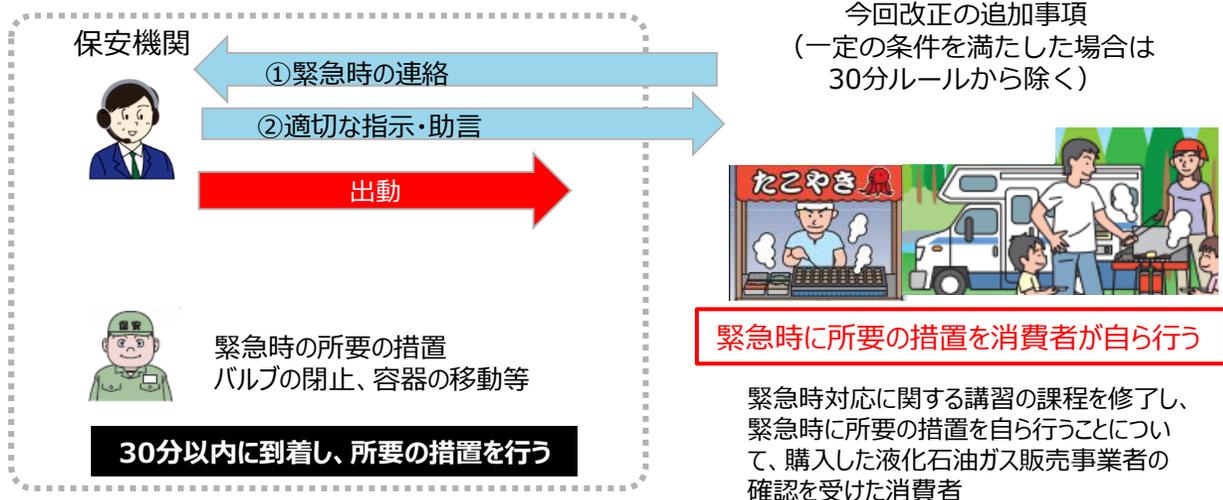
9. 販売事業者起因事故対策 その他事故防止対策②

L Pガス安全高度化計画



質量販売に係る制度改正

- 2022年7月、保安業務告示及び通達を一部改正し、質量販売されたL Pガスを、キャンピングカー、キッチンカー等の消費設備により消費する一般消費者等が、質量販売緊急時対応講習を修了し、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、L Pガス販売事業者によりその確認を受けた場合は、保安機関の体制についての規制を緩和することとし、当該一般消費者等を緊急時対応（30分ルール）^(注)の対象から除くことを可能とした。
 - 2023年1月より質量販売緊急時対応講習を開始。
 - 現在、同講習の実施者は、イーエルジー（株）、（公社）千葉県L Pガス協会、富士瓦斯（株）及び名古屋プロパン瓦斯（株）の4者。一般消費者等の受講ニーズに応じて、WEB講習、対面講習及び出張講習を実施。
- ◇ イーエルジー(株):<https://www.elg-inc.jp/>、 ◇ (公社) 千葉県L Pガス協会:<https://www.chibalpg.or.jp/index.html>
 ◇ 富士瓦斯(株):<https://www.fujigas.com/>、 ◇ 名古屋プロパン瓦斯(株):https://www.nagoyapropane.co.jp/index_m.html



質量販売緊急時対応講習

科目
<input type="checkbox"/> 液化石油ガスの基礎（液化石油ガスの性質等）
<input type="checkbox"/> 各種設備の機能及び取扱い（容器、調整器、燃焼器、安全機器等）
<input type="checkbox"/> 緊急時の対処の方法（非常時の措置、損害賠償責任保険）
<input type="checkbox"/> 関係法令（液化石油ガス法、高圧ガス保安法）

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏名 ○○ ○○
 生年月日 ○年○月○日
 修了年月日 ○年○月○日
 修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

○年○月○日まで有効

○年○月○日 講習実施機関名 講習実施機関の印

(注) 30分ルール

- 1980年の静岡駅前地下街の爆発事故を契機に、液化石油ガス法において、L Pガス販売事業者等に対し、緊急時対応として、一般消費者等の消費設備等には原則として30分以内に到着し、災害の発生の防止、災害の鎮圧若しくはそれによる被害の拡大防止のための所要の措置を行うことができる体制の確保を求めたもの。

「質量販売」に係る事故の事例（2024年）

- キッチンカーや屋台など「質量販売」におけるL Pガスの使用時に、容器交換時の調整器（注）の取付けが不十分であったこと、適切な容器の交換作業が行われなかったこと等により、漏えい・爆発・火災事故が発生し、負傷者を伴う傷害事故が7件発生。
- これらの事故事例を踏まえると、キッチンカーや屋台などで保安機関から駆け付け30分圏外でL Pガスを使用する場合は、質量販売緊急時対応講習を受講し、緊急時の必要な措置を自らが適切に行うための知識を習得することが引き続き重要。
- 令和6年度委託事業において、質量販売されたL Pガスを安全に使用するための動画・リーフレットを作成中。また、関係省庁に対しキッチンカー等の移動販売車等においてL Pガスを熱源として使用する際の安全周知を依頼。

◇ 事故の事例

（注）調整器：容器（ボンベ）内の高圧のガスを、燃焼器等でできるように降圧させる装置。圧力を調整して燃焼機器類に供給することで、正常な燃焼を保つことができる。

【コンロの不着火、立ち消え等による漏えいと推定】

- テナントビル内の飲食店で、何らかの要因によりガスが漏えいし爆発・火災したものと推定。飲食店店主1名に加え、通行人1名が巻き添えとなり軽傷を負う。

【ゴムホースの外れによる漏えいと推定】

- 町内会主催のイベントで、公園の集会所兼倉庫内で焼肉を提供していたところ、コンロを再点火した際にコンロ付近から出火。事故発生時ゴムホースが外れていたとの目撃情報あり。近くにいた1名が重傷、2名が軽傷を負う。

【調整器の不適切な取り外し】

- 営業中のキッチンカーで、コンロが立ち消えしたことでガス切れしたものだと思い、調整器を容器から取り外した際にガスが漏えいし出火。キッチンカーの店主1名が軽傷を負う。ゴムホースを踏んだことでガスが一時的に出なくなり、コンロが立ち消えしたものと推定。

10. 自然災害対策（水害）

LPガス安全高度化計画

地震・水害・雪害対策

災害に備えた体制構築

迅速な情報把握

容器の転倒・流出防止対策

雪害事故防止対策

水害対策等

- LPガス安全委員会において消費者向けリーフレット（水害時対応LPガス保安ガイド）を配布。
- 浸水のおそれのある地域（洪水浸水想定区域（想定最大規模）等）において、1m以上の浸水が想定されている地域）においては、2024年6月1日までに充てん容器等が浸水によって流されることを防止する措置を講ずることとした。
- 2024年度立入検査の重点事項に「容器等の流出防止措置の対応状況」を追加し、立入検査時に対応状況を確認した。

水害時対応LPガス保安ガイド

避難レベル4
避難指示で必ず避難

安全安心にお使いいただくために

避難レベル4「緊急安全確保」の警戒を悟ってはいけません！
警戒レベルは、すでに災害が発生し避難ができない状況です。

警戒レベルと避難情報

5	緊急安全確保	災害発生またはほぼ発生が確実な状況	避難レベル4避難指示で危険な場所なる全員避難しましょう。
4	避難指示	災害のおそれが高い	避難に時間がかかる高齢者や障害のある人は警戒レベル3「高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう。
3	高齢者等避難	災害のおそれがある	避難に時間がかかる高齢者や障害のある人は警戒レベル3「高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう。
2	大雨・洪水・高潮注意	気象状況により災害発生が懸念される	避難に時間がかかる高齢者や障害のある人は警戒レベル3「高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう。
1	早期注意情報	気象状況により災害発生が懸念される	避難に時間がかかる高齢者や障害のある人は警戒レベル3「高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう。

「避難」には4つの行動があります。普段からどう行動するか決めておきましょう！

- 行動が滞りた避難所への立退き避難
- 安全なホテル・旅館への立退き避難
- 避難・帰入家への立退き避難
- 屋内安全確保

詳しくは、内閣府等が作成するチラシおよびホームページをご覧ください。

LPガス安全委員会ホームページでも詳しい情報をご覧いただけます。http://www.lpg.or.jp/ | LPガス安全委員会

連絡先	LPガス販売店名
電 話	
緊急時の連絡先は24時間対応しています。	

避難するとき

- 器具は、ガスの元栓、メーター・ガス栓および配管バルブをすべて締めてください。
- 日頃からLPガス設備の場所を確認しておきましょう。

LPガス容器は

- 傾いたり倒れたりしないよう、固定されているか確認してください。
- LPガス容器、バルブ、配管等に亀裂で漏ばされた物が当たらないよう対策してください。
- 浸水のおそれのある地域においては、ご自宅の二階や軒下にあるLPガス設備の流出防止対策が実施されています。対策が不十分な場合はLPガス販売店へ連絡してください。
- 流出したLPガス容器を見つけた場合はみだりに触れたり移動しないでください。火気は絶対に近づけないでください。
- 流出したLPガス容器を見つけた場合は、漏れやLPガス臭、液漏れまたは容器の外側に記載された所有者へ連絡してください。
- 必ず二重封じされているか確認

避難所での注意

LPガス販売店、避難所の管理者の指示を守ってください。避難時の使用は指示方法を間違えるとガスが漏れやすくなる場合があります。自身で作業はせず、LPガス販売店、避難所の管理者へ相談してください。

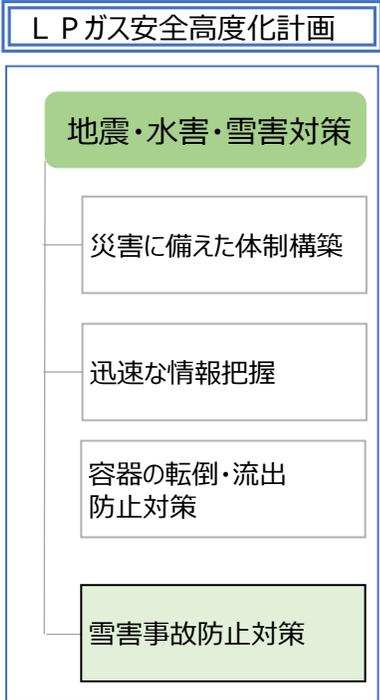
帰宅後は

被害にあった場合は点検を受けるまでガスは使用できません！必ず「緊急時連絡先」が「LPガス販売店」に連絡してください。

- ガスメーター、調整器、供給管等のLPガス設備およびガス器具が浸水した場合は、水が引かれた後でも配管等が水が溜まっていたり、損傷している恐れがあります。
- 給湯器が浸水した場合は、使用をせず販売店またはメーカーに点検を依頼してください。

水害後は様々な臭いが発生し、ガスの臭いに気づかない場合があります。LPガス設備の周辺では絶対に火気を使用しないでください。

1.1. 自然災害対策（雪害）



雪害対策等

- 落雪や雪下ろし、除雪による雪の影響で、調整器、ガスメータ周辺の配管等が損傷し、ガスが漏えいする事故の注意喚起を行うため、経済産業省HPにおいて消費者向けリーフレットを掲載。
- また、2023年度、委託事業において、過去の雪害等に係る事故の分析を実施。雪害の発生場所を分析し、地形や気象現象との関係について、一定程度の法則性や地域ごとの特性が明らかになった。この成果を災害予見性マップにまとめ、経済産業省HPで公表した。

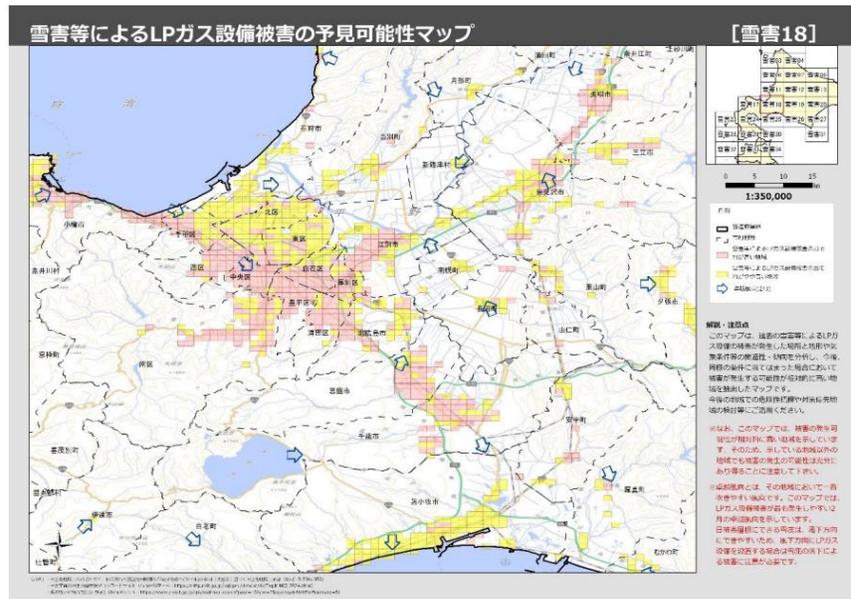


図 消費者向けリーフレット

図 雪害等によるLPガス設備被害の予見可能性マップ

12. 自然災害対策（地震・水害・雪害）

L Pガス安全高度化計画

地震・水害・雪害対策

災害に備えた体制構築

迅速な情報把握

容器の転倒・流出防止対策

雪害事故防止対策

自然災害対策についての都道府県・指定都市による周知・啓発活動

1. 災害に備えた体制構築

- ・ 県主催で毎年実施している地震防災訓練の一環として、L Pガス事業者によるライフライン応急復旧訓練を実施（山梨県）
- ・ L Pガス販売事業者への立入検査時に周知を行ったほか、L Pガス販売事業者への講習等で周知。（石川県）

2. 迅速な情報把握

- ・ L Pガス関係者の緊急時連絡先を明確にし、担当課において定期的に災害時の初動訓練を実施。また、県防災関係部署との災害時訓練において、L Pガス事業者や国との連絡訓練を実施（奈良県）
- ・ 県協会の全会員を対象にした、協会のSNSを活用した通報訓練（10月）の結果を共有し、迅速な情報体制を確認（山口県）

3. 容器の転倒・流出防止対策

- ・ 説明会及び立入検査の際、令和3年省令改正等がなされた水害による容器の流出防止対策について、L Pガス事業者等に周知（香川県）
- ・ L Pガス事業者向け保安講習会において、容器の転倒・流出防止措置について、対策の実施を呼びかけ。（佐賀県）

4. 雪害事故防止対策

- ・ 立入検査の際、雪害事故防止対策について周知（北海道）
- ・ ガス販売事業者等立入検査時に、積雪時の事故防止対策について確認するとともにガスメーター等が凍結しないよう供給設備の設置場所を変更することや落雷等によるガス設備の被害予防に注意するよう周知（岩手県）

等

1 3. 保安基盤 保安管理体制

L P ガス安全高度化計画

技術総括・保安審議官表彰等（自主保安活動の推進）

保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

L P ガス事業者等の
義務の再確認等

長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

自主的な基準の
維持・運用

- 2024年10月24日、自主保安活動等の顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等への表彰を実施。
- 全国のL P ガス販売事業者等が、自主保安活動自己診断チェックシートの各項目（保安方針、保安管理体制、保安業務、自然災害対策）により事業所単位で、自主保安活動を評価。
- 顕著な功績を挙げた販売事業者等に対し、厳正な審査を経た上で候補者を選定。毎年10月（L P ガス消費者保安月間）の「L P ガス消費者保安推進大会」（L P ガス安全委員会）において各表彰を実施。

2024年度受賞者数

<液化石油ガス消費者保安功績者表彰>

- ・技術総括・保安審議官優良表彰 13者
- ・特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰 17者
- ・L P ガス安全委員会会長表彰 10者
- ・L P ガス安全委員会会長特別顕彰 3者
- ・L P ガス安全委員会会長特別表彰 21者
- ・ガス警報器工業会リメイク運動表彰 20者

2024年度表彰ロゴ



※ 受賞者の推薦は毎年7月上旬までに本省所管事業者の場合は日本液化石油ガス協議会に、経済産業局・産業保安監督部所管事業者の場合は地域液協に、都道府県又は指定都市所管事業者の場合は都道府県L P ガス協会に申告書を提出することで行う。

1 4. 保安基盤 保安管理体制 人材育成①

L P ガス安全高度化計画

保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

L P ガス事業者等の
義務の再確認等

長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

自主的な基準の
維持・運用

行政機関向け講習等（体制構築）

- 液化石油ガス法が改正され（2023年4月1日施行）、都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）が、政令指定都市の長に移譲された。
- 毎年開催の行政機関向け「液化石油ガス法研修」に加え、都道府県・政令指定都市を含む自治体、産業保安監督部及び経済産業省本省の実務担当者による地域別のブロック会議を開催し、法執行面に係る情報交換を実施。

1. 液化石油ガス法研修（毎年実施。監督部、都道府県、政令指定都市等が対象。）

- 2024年11月11日～14日対面・オンライン開催。2025年度も実施予定。

＜講習の概要＞	内容	講師	参加者
液化石油ガス法 研修 （毎年開催）	最近のL P 行政動向、最近の事故動向、法手続、販売・保安業務の実態、供給・消費設備等～知識・力量の向上	経産省、団体、民間企業（販売事業者、メーカー）	監督部、都道府県、政令指定都市、その他自治体

2. 液化石油ガス法ブロック会議（毎年実施。産業保安監督部毎に、自治体の担当者が集まり意見交換。）

- 北海道・東北：2024年8月7日開催
- 関東：2025年1月30日開催
- 中部：2024年8月28日開催
- 近畿：2024年7月23日開催
- 中国・四国：2024年8月29日開催
- 九州・沖縄：2024年9月4日開催

15. 保安基盤 保安管理体制 人材育成②

L Pガス安全高度化計画

保安管理体制

経営者等の保安確保
に向けたコミットメント及び
保安レベルの自己評価

L Pガス事業者等の
義務の再確認等

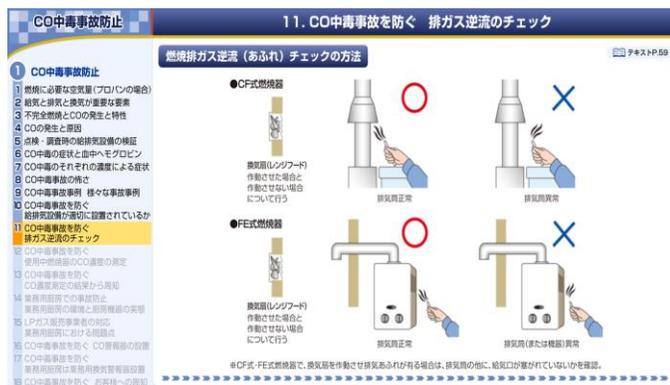
長期人材育成を踏まえた
保安教育の確実な実施

自主的な基準の
維持・運用

販売事業者等向け講習

- 販売・保安業務に欠かせない知識の獲得を到達目標とし、2024年11～12月、全国の液化石油ガス販売事業者を対象にeラーニングによる講習を実施。また、小規模事業者を対象に、保安業務等の個別指導を実施し、あわせて約4000人が受講。
- 2024年3月、保安業務ガイドについて、デジタル原則に伴う制度改正等の情報を加えて改訂し、経産省Webに掲載済。

eラーニング（4テーマ）
「法令指導」（販売事業等）、「保安業務指導」
「CO中毒事故防止」、「LPガス災害対策」



eラーニング画面（ナレーション付き）
最後に理解度確認テストを終えて講習修了



保安業務ガイド等は経産省webよりダウンロード可
2023年度改訂版を掲載済

（参考）eラーニング講習の評価

- 前年度に行った講習において、終了後アンケート調査を行ったところ、「大変参考になった」、「参考になった」が9割以上を占め、内容について評価されている。（今年度もアンケート調査実施。現在集計中）

16. 保安基盤 スマート保安の推進

L Pガス安全高度化計画

スマート保安の推進

スマートメーター・
集中監視等を利用した
保安の高度化

その他のスマート保安
に関するアクションプラン

認定液化石油ガス販売事業者制度

- 認定液化石油ガス販売事業者数は2003年頃から減少傾向であったが、低電力・広範囲・ローコストのLPWA（Low Power Wide Area）による集中監視システムの普及等を背景に、最近では第一号、第二号、共に増加。2023年末には第1号387者、第2号110者となっている。
- 認定販売事業者制度をより普及させる観点から、認定液化石油ガス販売事業者及びにその従業員が使用できるエンブレムを作成し、2019年4月より経済産業省HPにおいて配布。

認定液化石油ガス販売事業者数の推移



(注)

- ・第一号：ゴールド保安認定事業者（第一号認定LPガス販売事業者）、2016年4月より運用開始。上記推移のグラフは、2015年以前の認定液化石油ガス販売事業者について、第一号認定を受けたものとみなして作成。
- ・第二号：保安認定事業者（第二号認定LPガス販売事業者）
- ・認定液化石油ガス販売事業者制度は平成9年(1997年)4月から開始しているが、制度開始当初は事業者数を集計しておらず、2001年3月から集計を開始している。
- ・第二号認定制度は2016年4月より運用開始。
- ・2001年～2018年は当該年度末の集計。2019年以降は当該年末の集計。



図 認定液化石油ガス販売事業者のエンブレム

(参考)認定液化石油ガス販売事業者制度について

- 販売事業者は、集中監視システムの導入率に応じて、第一号（導入率70%以上）、第二号（導入率50%以上）の認定を受けることができる。
- 認定を受けた販売事業者は、緊急時対応や点検頻度の緩和など、インセンティブ規制を措置。
- 第一号認定事業者（ゴールド保安認定事業者）は、追加要件を満たせば更なる特例を付与。

集中監視システムの導入

70%
以上

第一号認定LPガス販売事業者（ゴールド保安認定事業者）

①業務主任者の
選任基準の緩和

②緊急時対応の
要件の緩和

③点検・調査頻度
の一部緩和

50%
以上

第二号認定LPガス販売事業者（保安認定事業者）

②緊急時対応の
要件の緩和

- ① 業務主任者の選任基準の緩和
基準となる消費者数から2/3を減じる。
- ② 緊急時対応の要件の緩和
原則30分到着要件を、40km内であれば満たすとする。
- ③ 定期供給設備点検・定期消費設備調査の一部の頻度の緩和
一部の機器について、4年の頻度を10年に緩和する。



第一号認定の追加要件

★集中監視システムを導入する消費者について、以下のいずれかに該当すること

- CO警報器が設置され、CO警報器連動遮断である。
- 湯沸器、ふろがま、ストーブの燃焼器全てに不完全燃焼防止装置が付けられている。
- 湯沸器、ふろがま、ストーブの燃焼器全てを屋外に設置している。

- 緊急時対応の更なる緩和
60km以内を同要件に適合しているものとみなす。
- 点検・調査頻度の更なる緩和
4年に1回以上の頻度を5年に1回以上とする。